

福島県議会基本条例

提出理由

福島県議会（以下「議会」という。）の最高規範として、議会の基本理念及びその実現を図るための基本となる議会の機能、議会運営の原則、議員活動の原則、県民との関係及び議員の倫理を明らかにし、これらを着実に実行することにより、議会が県民の負託にこたえ、もって県民生活の向上、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資するため、この条例を制定しようとするものである。